

航空自衛隊達第24号

改正平成22年12月24日 航空自衛隊達第34号
平成23年8月15日 航空自衛隊達第32号
平成29年1月20日 航空自衛隊達第1号
平成29年6月23日 航空自衛隊達第27号
令和2年12月28日 航空自衛隊達第59号
令和3年3月17日 航空自衛隊達第18号
令和5年3月30日 航空自衛隊達第19号

自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）第13条、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）第19条及び自衛官候補生の勤務時間及び休暇に関する訓令（平成22年防衛省訓令第26号）第11条の規定に基づき、航空自衛隊の隊員の勤務時間及び休暇に関する達を次のように定める。

平成22年7月29日

航空幕僚長 空将 外菌 健一郎

航空自衛隊の隊員の勤務時間及び休暇に関する達

（趣旨）

第1条 この達は、航空自衛隊の自衛官、自衛官以外の隊員（自衛官候補生を除く。以下「事務官等」という。）及び自衛官候補生の勤務時間、休暇に係る手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部隊等 編制部隊並びに独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに機関（支処を含む。以下同じ。）並びに航空幕僚監部並びに自衛隊法（昭和29年法律第165号）第22条第2項の規定により編成される部隊をいう。
- (2) 基地司令等 基地司令及び分屯基地司令をいう。

（自衛官の通常の日課の変更）

第3条 基地司令等は、自衛官の通常の日課の変更について、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（以下「自衛官訓令」という。）第4条第3項に規定する承認を得ようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、順序を経て航空幕僚長（人事教育計画課長気付）に申請するものとする。

- (1) 基地等名
- (2) 変更する期間

- (3) 変更する理由
- (4) 変更する日課の内容
- (5) その他参考となる事項
(事務官等の勤務時間)

第4条 部隊等に勤務する事務官等（交替制勤務その他特別の勤務に従事する隊員及び非常勤の隊員を除く。）の勤務時間の割振りは、その者が勤務する部隊等における自衛官の通常の日課の例によるものとする。

（自衛官候補生の勤務時間）

第5条 自衛官候補生の勤務時間の割振りは、その者が勤務する部隊等における自衛官の通常の日課の例によるものとする。

（休暇承認権者）

第6条 休暇承認権者は、自衛官訓令第12条、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（以下「事務官等訓令」という。）第2条の2第1項及び自衛官候補生の勤務時間及び休暇に関する訓令（以下「自衛官候補生訓令」という。）第2条第3項に規定する所属長のほか、次に掲げる者とする。

- (1) 編制部隊の長、編制単位群部隊の長又は編制単位部隊の長
 - (2) 編合部隊の司令部の課長
 - (3) 編制単位群部隊又は編制単位部隊を有する編制部隊の団司令部、隊司令部、隊本部及び群本部の部長若しくは班長（編制部隊の長に直属する班長に限る。）又はこれらに相当する者
 - (4) 編制部隊の科長（編制部隊の長に直属する科長に限る。）又はこれに相当する者
 - (5) 機関の部長、課（科）長若しくは隊長又はこれらに相当する者
 - (6) 航空幕僚監部の室長、班長（室の班長を除く。）、科学技術計画官、研究開発制度評価官、先端技術革新推進官、基幹技術革新推進官、副監理監察官、法務官又は衛生官
- 2 航空幕僚長、防衛大臣直轄部隊等の長（航空自衛隊の編制等に関する訓令（昭和44年航空自衛隊内訓第3号）別冊第1に規定する防衛大臣直轄の部隊の長並びに幹部学校長、補給本部長及び航空幕僚長の監督を受ける病院長をいう。次項及び第9条第3項において同じ。）、航空方面隊司令官及びこれら以外の部隊等の長は、組織の実情に応じ、航空幕僚副長、副司令官、副司令、副校長、副本部長、副処長又は副院長を休暇承認権者とすることができる。
- 3 防衛大臣直轄部隊等の長の休暇の承認は、航空幕僚長が行うものとする。
- 4 他の部隊等に入校及び教育入隊（以下「入校等」という。）を命ぜられた隊員又は他の部隊等に臨時勤務を命ぜられた隊員の休暇の承認は、それぞれ

入校等先又は臨時勤務先の部隊等の休暇承認権者が行うものとする。

- 5 休暇承認権者が事故その他の理由により欠けた場合には、その者に代理者があるときはその代理者が、代理者がいないときはその休暇承認権者の直近の上司又はその上司が指名した者が、それぞれ休暇承認権者に代わって休暇の承認を行うものとする。

(課程教育等履修中の隊員の年次休暇の承認)

第7条 前条第4項に規定する休暇承認権者は、課程教育等を履修中の隊員の年次休暇については、教育上特に支障がないと認められる場合又は特にやむを得ないと認められる場合のほかは、これを承認しないことができる。

- 2 前条第4項に規定する休暇承認権者は、航空学生課程を履修中の自衛官の年次休暇については、前項の規定によるほか、その者の保有する年次休暇の日数の範囲内で、教育実施部隊の長の定めるところにより、夏期(7月20日から8月31日までの期間)及び冬期(12月15日から翌年の1月10日までの期間)に、それぞれ15日を限度としてこれを承認することができる。この場合において、冬期における15日の休暇日数には、年末及び年始の特別休暇の日数を含むものとする。

第8条 削除

(休暇の請求等)

第9条 隊員が休暇を請求する場合には、別に定める休暇を記録する書類により行うものとする。

- 2 自衛官訓令第14条第13項第1号及び事務官等訓令第6条第13項第1号に規定する特別休暇を請求する場合には、次の書類を添付するものとする。
 - (1) 通信教育受講者であることの証明書
 - (2) 面接授業の受講期間、受講地、受講地までの往復に要する日数及び受講中の連絡場所を記したもの
 - (3) 前2号のほか、休暇承認権者が定めるもの
- 3 防衛大臣直轄部隊等の長、航空方面隊司令官及びこれら以外の部隊等(航空幕僚監部を除く。)の長の休暇の請求は、電報、電話その他の方法により行うことができる。
- 4 自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。)第49条第1項第16号、自衛官訓令第14条第13項第2号及び自衛官候補生訓令第8条第1項第13号に規定する特別休暇については、その請求及び承認の手続を省略することができる。
- 5 自衛官訓令第18条、事務官等訓令第12条及び自衛官候補生訓令第10条に規定する休暇を記録する書類に関する事項は、別に定めるところによ

る。

(非常勤の隊員の休暇の承認権者等)

第10条 事務官等訓令第8条第1項に規定する指定部課長は、非常勤の隊員が勤務する編制単位部隊以上の部隊の長又は機関の長若しくは当該機関の長の指名する者とする。

第11条及び第12条 削除

(営舎内居住の自衛官の休暇証)

第13条 自衛官訓令第17条第1項に規定する休暇証の様式は、別紙様式の例により、部隊等の長が当該部隊等が所在する基地の基地司令等と協議して定めるものとする。

- 2 休暇承認権者は、規則第49条第1項第16号及び同条第2項並びに自衛官訓令第14条第13項第2号に規定する自衛官の特別休暇並びに営舎内に居住する自衛官の病気休暇について、必要と認めるときは、休暇証を交付するものとする。

(自衛官候補生の休暇証)

第14条 休暇承認権者は、自衛官候補生訓令第6条から第8条までに規定する年次休暇、病気休暇及び特別休暇について、必要と認めるときは、休暇証を交付することができる。

- 2 前項に規定する休暇証の様式は、別紙様式の例により、自衛官候補生の任免権者が定めることができる。

(委任規定)

第15条 この達の実施について必要な事項は、部隊等の長及び基地司令等が定めるものとする。

附 則 (平成22年7月29日航空自衛隊達第24号)

- 1 この達(以下「新達」という。)は、平成22年7月29日から施行する。
- 2 隊員の勤務時間及び休暇に関する達(昭和39年航空自衛隊達第25号。以下「旧達」という。)は、廃止する。
- 3 新達施行の際現に旧達の規定によりなされた休暇に係る手続は、新達の相当規定によりなされた手続とみなす。
- 4 新達施行の際現に旧達の規定により作成された休暇簿及び休暇証は、新達の相当規定により作成された休暇簿及び休暇証とみなす。
- 5 航空自衛隊基地服務規則(平成5年航空自衛隊達第6号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「隊員の勤務時間及び休暇に関する達(昭和39年航空

自衛隊達第25号)第6条」を「航空自衛隊の隊員の勤務時間及び休暇に関する達(平成22年航空自衛隊達第24号)第6条第1項、第4項及び第5項」に改める。

附 則(平成22年12月24日航空自衛隊達第34号)

この達は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成23年8月15日航空自衛隊達第32号抄)

- 1 この達は、平成23年8月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則(平成29年1月20日航空自衛隊達第1号)

- 1 この達は、平成29年1月20日から施行する。
- 2 この達施行の際、この達による改正前の別紙様式第1から別紙様式第4までによる用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則(平成29年6月23日航空自衛隊達第27号)

別紙を削る。

附 則(令和2年12月28日航空自衛隊達第59号抄)

- 1 この達は、令和3年1月1日から施行する。
- 3 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の用紙は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。

附 則(令和3年3月17日航空自衛隊達第18号抄)

- 1 この達は、令和3年3月18日から施行する。

附 則(令和5年3月30日航空自衛隊達第19号)

この達は、令和5年4月1日から施行する。

別紙様式（第 1 3 条関係、第 1 4 条関係）

休暇証

休暇証一連番号

所属部隊等名

(休暇承認権者)

職名

85

54

- 注：1 数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。
- 2 休暇承認権者は、休暇証を作成した際には、休暇証の管理のため一連番号を記載するものとする。
- 3 必要に応じ、記載内容を追加することができる。